

主な質問と回答（要旨）

日 時：平成 31 年 3 月 7 日（木）19:00～20:30

場 所：狛江市立狛江第三小学校体育館

Q 1 16mの拡幅は、どちらにどの程度、拡幅されるのか？

A 1 現時点でお示しできる都市計画線は、パンフレット及び会場横に掲示した図面にある、都市計画道路網図（縮尺 1/2, 500）となります。建物や地物と都市計画線との位置関係は、おおよその位置関係となりますので、正確な位置については、これから行う現況測量（縮尺 1/250）で明らかにしてまいります。

ご参考までに、全体の傾向と致しましては、都市計画道路網図（縮尺 1/2, 500）のとおり、西側の区間（世田谷通り側～三小付近）では、現道両側への拡幅に対し、東側の区間（三小付近～世田谷区境）では、徐々に北側への拡幅幅が広がっています。

Q 2 計画幅員 16mを縮小し、早く整備できないか？

A 2 本路線の都市計画決定は、昭和 37 年で計画決定から約 56 年が経過。

本路線の必要性については、平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の中で、将来都市計画道路ネットワークの検証を実施し、16mの計画幅員も含めて必要性が確認され、今後も必要な都市計画道路であると判断されています。このため、この計画幅員で本事業を進めてまいります。

Q 3 世田谷区内の水道道路は、いつ事業化される予定か？

A 3 世田谷区内、補助 214 号線（延長 590m）については、平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、今後 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）として新たに選定されました。当該路線を所管する第二建設事務所に確認したところ、現在のところ、事業化の時期は未定とのことです。このため、準備の整った狛江区間約 1, 610mを先行的に進めて参ります。

Q 4 ボラードはいつ撤去される予定か？

A 4 今後、長期間にわたり工事を実施していくこととなりますが、拡幅されていない中で大型車の通行は、大変危険と考えられるため、現在のところ、現ボラードはそのまま存置した状態が続くと思われまます。市施行の調布 3・4・16 の整

備状況を踏まえ、ネットワークが形成された段階では、ボラードも撤去され、大型車が通行できるようになると考えています。

※ ボラードの取り扱いについては、交通管理者や市等と協議してまいります。

Q 5 水道管の状況は？ボラードを外し大型バスが通れるようにしてほしい。

A 5 水道局によると、耐震化工事は、平成 21 年度に完了しているため、積載荷重の制限は実質上ないとのこと。しかし、現行幅員のまま、積載制限だけを解除し、大型車を通すことは、歩行者、自転車等の危険性がさらに高まるとともに、世田谷区側は、現在、4t の積載制限に加え、大型車の交通規制もかかっていることから、積載制限だけを解除しても、通り抜けができない構造となってしまう。このため、当面の間は、現ボラードはそのまま存置した状態が続くと思われま。

Q 6 工事中、所々拡幅していくと違法駐車が増えて児童の危険性が増すのでは？

A 6 事業認可取得後、交通管理者との協議の中で、具体の施工方法や工事形態等を検討してまいります。その段階で、違法駐車を取り締まりの強化も含め、駐車がされにくい構造・作業形態等についても、交通管理者と相談し適切に対応してまいります。

Q 7 50mを測量範囲とした理由はなにか？

A 7 道路予定地にかかる土地について、隣接する土地との境界を立ち合いによって確認しなければなりませんので、隣接地も含めて図面を作成していく必要があります。概ね 50m の範囲で測量することで、隣接地も含めた図面が作成できるものと考えています。しかしながら、個々の土地は、それぞれ大きさや形状が異なりますので、必要に応じて、測量する範囲を広げさせていただきます。

Q 8 計画線内の土地や建物はどのように補償されるのか？

A 8 用地説明会後に、実施させて頂く建物調査の結果を基に、個々の構造や用途、建築年数などを考慮して、従前の機能を失わないよう、物件移転に要する費用を補償させていただきます。計画線のかかり具合や建物の構造等によって、補償内容がそれぞれ異なりますので、具体的な説明は、個別説明で対応させて頂く予定です。用地取得に関する手続き等は、事業認可取得後に開催させて頂く用地説明会でご説明させていただきます。

Q 9 代替地を用意してもえるのか？（移転先の土地を用意してくれるのか？）

A 9 用地補償は、金銭による補償を原則としています。基本的に、移転先につきま

しては、皆様自身でお探しして頂きますが、東京都といたしましても、不動産情報の提供などご協力をさせていただきます。

Q10 本日参加できなかった方にパンフレットを配布して頂けないか？

A10 北多摩南部建設事務所のHPから本日の配布資料はもとより、説明スライドと主な質問と回答を閲覧できるように致します。また、パンフレットをお望みでしたら、北多摩南部建設事務所工事第一課、もしくは、狛江市都市建設部まちづくり推進課の窓口に用意させていただきます。